

入場券は世帯ごとに封書で

投票所入場券は、世帯ごとに封書でお送りします。同じ世帯の方は、一つの封筒に世帯全員の入場券が入っています。お手元に届いた際は中身を確認、入場券に記載のある投票所へお出掛けください。

▼入場券を紛失した場合

投票所の受付係に紛失した旨をお話しいただき、入場券の再発行を受けてから投票してください。

持ち物 本人確認ができる保険証、運転免許証など

選挙公報は全戸配布

日野市長選挙の候補者の政見などを掲載した選挙公報を4/14(金)までにシルバー人材センターより全戸配布します。

4/14(金)までに届かなかった場合は、シルバー人材センター (☎581-8171)へご連絡ください。

▼**選挙公報配布施設**…市役所5階選挙管理委員会事務局・1階市民相談窓口脇出入口、七生支所、七生公会堂1階、豊田駅連絡所、市内各図書館

▼**視覚障害者など目の不自由な方**…点字版および音声版の「選挙のお知らせ」を市内各図書館などに備える予定です。

不在者投票

▼滞在先の区市町村の選挙管理委員会で投票する場合

出張や旅行などで日野市以外に滞在する方は、滞在先の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。なお、事前に「宣誓書(兼請求書)」により投票用紙を請求してください。滞在先へ投票用紙などをお送りします。届いた投票用紙などをお持ちになり、滞在先の選挙管理委員会に行き投票してください。投票用紙

の郵送には時間がかかりますので早めに請求してください。

▼病院や老人ホームなどで投票する場合

病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その施設が都道府県選挙管理委員会で指定する施設であれば、その施設で不在者投票を行うことができます。詳細は、入院・入所している施設にお早めにご確認ください。

代理投票・点字投票 ~各投票所で係員にお声掛けください~

▼代理投票

身体が不自由であったり、ご自分で文字が書けない方は、係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。

▼点字投票

目の不自由な方は、点字で投票する「点字投票」ができます。

投票所一覧

投票所名	投票所建物名称	所在地
第1投票所	日野第四小学校	石田430
第2投票所	日野第一中学校	日野本町7-7
第3投票所	日野第一小学校	日野本町2-14-1
第4投票所	東光寺小学校	新町3-24-1
第5投票所	日野台地区センター	日野台4-17
第6投票所	日野第三小学校	日野台2-1-1
第7投票所	日野第二中学校	多摩平4-5-2
第8投票所	豊田小学校	東豊田2-14-1
第9投票所	日野第八小学校	三沢200
第10投票所	夢が丘小学校	程久保1-14-2
第11投票所	七生中学校	南平6-7-1
第12投票所	平山小学校	平山4-8-6
第13投票所	七生緑小学校	百草896-1
第14投票所	日野第五小学校	多摩平6-21-1
第15投票所	日野第六小学校	多摩平3-21
第16投票所	旭が丘小学校	旭が丘5-21-1
第17投票所	南平小学校	南平4-18-1
第18投票所	潤徳小学校	高幡402
第19投票所	百草台コミュニティセンター	百草999
第20投票所	日野第三中学校	程久保650
第21投票所	日野第四中学校	旭が丘2-42
第22投票所	滝合小学校	西平山2-3-1
第23投票所	日野第七小学校	神明3-2
第24投票所	大坂上中学校	大坂上4-17-1
第25投票所	落川都営住宅地区センター	落川819
第26投票所	第二武蔵野台地区センター	程久保2-7-2
第27投票所	ひらやま児童館	平山3-26-3
第28投票所	新井地区センター	石田2-4-6
第29投票所	鹿島台地区センター	南平1-28-13
第30投票所	上田地区センター	川辺堀之内190番地先

※4/16日の投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所以外で投票することはできません

郵便などによる投票

身体障害者手帳などをお持ちの方で、障害や要介護度の程度が定められた等級(表1)に該当する方は、自宅などで投票用紙を記載し、郵送する方法で投票することができます。

郵便などによる投票の代理投票

表1に該当し、かつ上肢または、視覚の障害の程度が定められた等級(表2)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票する制度があります。

郵便などの投票を行うには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりません。また、投票用紙などの請求は、4/12(水)(必着)までです。証明書の申請や投票用紙などの請求は、投票手続きなどに日数がかかるため、お早めにお申し込みください。※そのほか、郵便などの投票に関して、詳細は選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

表1 郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類	障害名	障害等の等級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、	1・3級
	免疫、肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載による不在者投票ができる方

手帳の種類	障害名	障害等の等級
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症